

令和 7 年度

第 1 回沖縄地方最低賃金審議会

日 時 令和 7 年 7 月 1 日（火） 15:00～
場 所 那覇第 2 地方合同庁舎 1 号館
共用大会議室（2 階）

議 事 次 第

- 1 沖縄地方最低賃金審議会委員紹介
- 2 会長、会長代理の選任について
- 3 沖縄県最低賃金の改正決定について（諮問）
- 4 沖縄労働局長挨拶
- 5 議題等
 - （1）沖縄地方最低賃金審議会運営規程（案）について
 - （2）沖縄県最低賃金専門部会の設置について
 - （3）最低賃金審議会令第 6 条第 5 項の適用について
 - （4）運営小委員会の設置等について
 - （5）沖縄地方最低賃金審議会の年間審議計画（案）について
 - （6）その他

令和 7 年度 第 1 回沖縄地方最低賃金審議会資料一覧

- | | | |
|----|--|-----------|
| 1 | 令和 7 年度 沖縄地方最低賃金審議会委員名簿 | P 1 ～ P 2 |
| 2 | 沖縄県最低賃金の改正決定について（諮問） | P 3 ～ P 4 |
| 3 | 沖縄地方最低賃金審議会運営規程（案） | P 5 ～ P 6 |
| 4 | 沖縄地方最低賃金審議会沖縄県最低賃金専門部会運営規程（案） | P 7 ～ P 8 |
| 5 | 沖縄地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程（案） | P 9 ～ P10 |
| 6 | 関係法令等(抜粋)
・最低賃金法
・最低賃金審議会令及び施行規則 | P11～ P 14 |
| 7 | 令和 7 年度 沖縄地方最低賃金審議会審議計画（案） | P15～P20 |
| 8 | 2025 年度特定(産業別)最低賃金 改正の申出意向表明について
(2025 年 3 月 5 日) | P21～P22 |
| 9 | メーデー沖縄県集会決議の実現を求める要請
(沖縄県労働組合総連合、2025 年 5 月 20 日) | P23～ P 24 |
| 10 | 業務改善助成金の実績（最低賃金引上げに向けた中小企業生産性向上支援策） | P25～P26 |
| 11 | 令和 6 年 4 月～令和 7 年 4 月までのパート求人平均賃金（時給）の推移 | P27～P28 |

※ 別冊（参考資料編）

令和 7 年度沖縄地方最低賃金審議会委員名簿

	氏 名	現 職
公益代表委員	岩 橋 培 樹	琉球大学国際地域創造学部 教授
	上 江 洲 純 子	沖縄国際大学法学部 教授
	金 城 智 誉	弁護士
	城 間 貞	公認会計士・税理士
	西 村 オ リ エ	弁護士
労働者代表委員	石 川 修 治	日本労働組合総連合会沖縄県連合会 副事務局長
	喜 納 浩 信	U A ゼンセン沖縄県支部 支部長
	知 花 優	日本労働組合総連合会沖縄県連合会 事務局長
	照 喜 名 朝 和	沖縄電力関連産業労組総連合 副事務局長
	野 原 陽 子	イオン琉球労働組合 中央執行委員長
使用者代表委員	新 垣 朝 雄	那覇商工会議所 総務部長
	喜 友 名 朝 弘	沖縄県中小企業団体中央会 専務理事
	田 端 一 雄	沖縄県経営者協会 専務理事
	津 波 古 透	沖縄県商工会連合会 専務理事
	比 嘉 華 奈 江	株式会社Life is Love 代表取締役
備考	※ 発令年月日 令和 7 年 4 月 1 日 ※ 任期満了日 令和 9 年 3 月 31 日 ※ 各委員の配列は五十音順	



沖労発基 0701 第 1 号
令和 7 年 7 月 1 日

沖縄地方最低賃金審議会

沖縄労働局長 柴田 栄二郎

沖縄県最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 12 条の規定に基づき、沖縄県最低賃金（昭和 55 年沖縄労働基準局最低賃金告示第 1 号）の改正決定について、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）及び経済財政運営と改革の基本方針 2025（同日閣議決定）に配意した、貴会の調査審議を求める。

沖縄地方最低賃金審議会運営規程（案）

（目的）

第1条 沖縄地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事運営に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

（会議の招集）

第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたときのほか、沖縄労働局長（以下「局長」という。）又は5人以上の委員若しくは労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき会長が招集する。

2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の7日前までに、会長に通知しなければならない。

3 会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

（小委員会）

第3条 会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができる。

（委員の欠席等）

第4条 委員は、会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム(映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。次項において同じ。)を利用する方法によって会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を会長に通知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ会長に通知しなければならない。

（会議における発言）

第5条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。

3 審議会は、会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

（会議の公開）

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は会議を一部非公開とすることができる。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

（議事録及び議事要旨）

第7条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、会長及び会長の指名した委員2人が署名するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

4 前3項の規定は、小委員会について準用する。

(意見の提出)

第8条 会長は、審議会において議決を行ったときは、議決書又は答申書などを局長に提出するものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則 この規程は令和 年 月 日から施行する。

沖縄地方最低賃金審議会沖縄県最低賃金専門部会運営規程（案）

（目 的）

第1条 沖縄地方最低賃金審議会最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

（構 成）

第2条 専門部会の委員の数は、労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各3人の計9人とする。

（会議の招集）

第3条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、沖縄労働局長（以下「局長」という。）又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき部会長が招集する。

2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の7日前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも5日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するものとする。

（実地調査並びに参考人意見聴取）

第4条 部会長は、専門部会の議決により、特定の事案について、事実の調査をするため、委員による実地調査を行い、あるいは関係労働者、関係使用者その他関係者を参考人と指定し、その意見を聞くことができる。

（委員の欠席等）

第5条 委員は、部会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム(映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。次項において同じ。)を利用する方法によって会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、審議会令第5条第2項及び第3項(第6条第6項において準用する場合を含む)に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に通知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に通知しなければならない。

（会議における発言）

第6条 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

（会議の公開）

第7条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は会議を一部非公開とすることができる。

- 2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第8条 会議の議事については、議事録及び議事要旨を作成し、議事録には、部会長及び部会長の指名した委員2人が署名するものとする。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

第9条 部会長は、会議において議決を行ったときは、書面により沖縄地方最低賃金審議会会長に報告するものとする。

(専門部会の廃止)

第10条 専門部会は、沖縄県最低賃金についてのすべての審議が終了し、本審の決議をもって、これを廃止する。

(規程の改廃等)

第11条 この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行い、この規程に定めるもののほか、専門部会の議事及び運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則 この規程は令和 年 月 日から施行する。

沖縄地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程（案）

（設 置）

第1条 沖縄地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）運営規程第3条に基づき、審議会の決議をもって、運営小委員会（以下「小委員会」という。）を設置する。

（構 成）

第2条 小委員会は、労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各3人をもって組織する。

（委員）

第3条 委員は、審議会の委員のうちから選出する。

2 委員の任期は、1年とする。

ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（小委員会）

第4条 小委員会に委員長及び委員長代理を置く。

2 委員長及び委員長代理は、公益を代表する委員のうちから選出する。

3 委員長は、会務を総理する。

（会議の招集等）

第5条 小委員会は、委員長が必要と認めたときのほか、審議会会長、沖縄労働局長又は3人以上の委員から開催の請求があったとき、委員長が招集する。

2 小委員会は、労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む過半数以上の委員の出席がなければ開催できないものとする。

3 委員は、委員長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム(映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。次項において同じ。)を利用する方法によって会議に出席することができる。

4 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、会議への出席に含めるものとする。

（実地調査並びに参考人意見聴取）

第5条の2 委員長は、小委員会の議決により、特定の事案について、事実の調査をするため、委員による実地調査を行い、あるいは関係労働者、関係使用者その他関係者を参考人と指定し、その意見を聞くことができる。

（審議事項）

第6条 小委員会は、審議会の議決に基づき附託された事項について審議を行うものとする。

（会議の公開）

第7条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、委員長は会議を一部非公開とすることができる。

2 委員長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第8条 会議の議事については、議事録及び議事要旨を作成し、議事録には、委員長及び委員長の指名した委員2人が署名するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、委員長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

第9条 委員長は、小委員会の審議結果について、書面をもって審議会会長に報告するものとする。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行うものとする。

附 則 この規程は令和 年 月 日から施行する。

最 低 賃 金 法 （抜粋）

（最低賃金の原則）

第 9 条 賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障するため、地域別最低賃金（一定の地域ごとの最低賃金をいう。）は、あまねく全国各地域について決定されなければならない。

2 地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない。

3 前項の労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする。

（地域別最低賃金の決定）

第 10 条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、一定の地域ごとに、中央最低賃金審議会又は地方最低賃金審議会（以下「最低賃金審議会」という。）の調査審議を求め、その意見を聴いて、地域別最低賃金の決定をしなければならない。

（地域別最低賃金の改正等）

第 12 条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、地域別最低賃金について、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払い能力を考慮して必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をしなければならない。

（会長）

第 24 条 最低賃金審議会に会長を置く。

2 会長は、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ第 2 項の規定の例により選挙された者が会長の職務を代理する。

（専門部会）

第 25 条 最低賃金審議会に、必要に応じ、一定の事業又は職業について専門の事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。

2 最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かななければならない。

3 専門部会は、関係労働者を代表する委員、関係使用者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもって組織する。

5 最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする。

（政令への委任）

第 26 条 この法律に規定するもののほか、最低賃金審議会に関し必要な事項は政令で定める。

最低賃金審議会令（抜粋）

（組織）

第2条 中央最低賃金審議会の委員の数は、18人とする。

2 地方最低賃金審議会の委員の数は、15人とする。

（委員の推薦）

第3条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、中央最低賃金審議会又は地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の労働者を代表する委員又は使用者を代表する委員を任命しようとするときは、関係労働組合又は関係使用者団体に対し、相当の期間を定めて、候補者の推薦を求めなければならない。

2 前項に規定する審議会の委員は、同項の規定による推薦があった候補者のうちから任命するものとする。ただし、その期間内に推薦がなかったときは、この限りでない。

（会議）

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の3分の2以上又は労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員の各3分の1以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（最低賃金専門部会）

第6条 最低賃金法第25条第1項又は第2項の規定により審議会に置かれる専門部会の委員の数は、9人以内とする。

4 第3条の規定は、地方最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会の関係労働者を代表する委員及び関係使用者を代表する委員の任命について準用する。

5 審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

※ 沖縄地方最低賃金審議会は、沖縄県最低賃金の改正について、最低賃金審議会令第6条第5項を適用する。

但し、多数決の場合は直ちに（当日又は翌日）審議会を開催し議決する。

なお、故意に発効を遅らすようなことが生じた場合は、改めてこの運用を検討する。

（雑則）

第8条 この政令に規定するもののほか、審議会の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

最 低 賃 金 法 施 行 規 則 （抜粋）

（関係労働者及び関係使用者の意見）

第 11 条 都道府県労働局長は、最低賃金の決定又はその改正に若しくは廃止の決定について地方最低賃金審議会の調査審議を求めた場合には、遅滞なく法第 25 条第 5 項の規定により当該事案について関係労働者及び関係使用者の意見を聴く旨並びに意見を述べようとする関係労働者及び関係使用者は一定の期日までに最低賃金審議会に意見書を提出すべき旨を公示するものとする。

令和7年度 沖縄地方最低賃金審議会審議計画(案)

No.1

番号	月 日	曜日	沖縄地方最低賃金審議会（本審）			運営小委員会		地域別最低賃金専門部会		備考
			回数	(公益調整)	主 要 議 題	回数	主 要 議 題	回数	主 要 議 題	
1	7. 1 (大会議室)	火	1 回 15:00		○年間審議計画 ○専門部会、運小役割分担					
	7. 1(火) ～7. 15(火)				地賃改正諮問に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示(7/1～7/15)			専門部会委員の推薦に係る公示(7/1～7/15)		庁舎掲示板/HP に掲示
2	7. 18 (大会議室)	金						1 回 15:00	○(地域別)部会長、部会長代理選出 ○実地視察・参考人聴取等の実施について	
3	7. 23 ～7. 25 (事業場)	水 ～ 金						2 回	○(地域別) 事業場実地視察 ※左記期間において、影響率・未満率を考慮し3業種事業場程度選定の上視察予定	各側委員1名 事務局2名
4	7. 30 (大会議室)	水	2 回 13:00		○中賃目安伝達 ○特定(産別)最賃改定の必要性の有無について諮問 ○最賃基礎調査結果報告	1 回 14:00	○委員長、委員長代理選出 ○特定(産別)最賃改定の 必要性の有無に係る検討	3 回 15:30	○実地視察結果 ○参考人意見聴取	
5	8. 1 (大会議室)	金						4 回 15:00	○(地域別) 額提示、調整	
6	8. 4 (大会議室)	月						5 回 15:00	○(地域別) 額調整、(結審)	
	8. 4(月) ～8. 19(火)								地域最賃答申に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示：令第6条第5項適用の場合)	
7	8. 6 (大会議室)	水	3 回 16:00		○地賃専門部会報告(8/6専門部会で結審の場合) (全会一致でなかった場合；採決) ○特定(産別)最賃専門部会 役割分担、運営について	2 回 13:00	○関係人意見聴取（概要書） ○特定(産別)最賃改定の必要 性の有無についてとりまとめ	6 回 14:00	○(地域別)額調整(結審)	
	8. 6(水) ～8. 21(木)				地域最賃答申に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示（8/6採決の場合） 特定最賃諮問に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示(8/6～8/21)			(特定)専門部会委員の推薦に係る公示 (8/6～8/21)		
8	8. 8 (大会議室)	金	4 回 16:00		○地賃専門部会報告(8/8専門部会で結審の場合) (全会一致でなかった場合；採決)			7 回 14:00	○(地域別)額調整予備(結審)	
	8. 8(金) ～8. 25(月)				地域最賃答申に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示（8/8採決の場合）					

番 号	月 日	曜日	沖縄地方最低賃金審議会（本審）			運営小委員会		最低賃金専門部会	
			回数	（公益調整）	主 要 議 題	回数	主 要 議 題	回数	主 要 議 題
9	8. 20 (中会議室)	水	4 回 (または 5回) 9:30		異議審 (8/4答申の場合) 異議申出内容にかかる審議				
	8.22 (中会議室)	金			異議審 (8/6答申の場合) 異議申出内容にかかる審議				
	8.26 (中会議室)	火			異議審 (8/8答申の場合) 異議申出内容にかかる審議				
	8.28 (大会議室)	木			異議審 (8/12答申の場合) 異議申出内容にかかる審議				
10	9. 1 (大会議室)	月						1 回 14:00	(産業別合同部会) ○部会長、部会長代理選出 ○実態調査報告 ○審議会部会日程調整 (産業別資料説明) ◇新聞業 ◇自動車(新車)小売業 ◇各種商品小売業 ◇糖類製造業
11	9. 8 (中会議室)	月						2 回 14:00 15:30	(産業別) ○額の提示 ◇新聞業 (14:00～) ◇自動車(新車)小売業 (15:30～)
12	9. 9 (中会議室)	火						2 回 14:00 15:30	(産業別) ○額の提示 ◇各種商品小売業 (14:00～) ◇糖類製造業 (15:30～)
13	9. 10 (中会議室) 9. 10(水) ～25(木)	水						3 回 14:00	(産業別) ○額の調整 (結審) ◇新聞業
14	9. 11 (中会議室) 9. 11(木) ～9. 26(金) 9. 12(金) (中会議室) 9. 12(金) ～9. 29(月) 9. 16 (中会議室) 9. 16(火) ～10. 1(水) 9. 22. 24 (22大会議室) (24中会議室)	木						3 回 14:00	(産業別) ○額の調整 (結審) ◇自動車(新車)小売業 特定最賃 (自動車) 答申に対する労働者及び使用者か らの意見提出に係る公示 (令第6条第5項適用)
15		金						3 回 14:00	(産業別) ○額の調整 (結審) ◇各種小売業 特定最賃 (各種商品) 答申に対する労働者及び使用者 からの意見提出に係る公示 (令第6条第5項適用)
16		火						3 回 14:00	(産業別) ○額の調整 (結審) ◇糖類製造業 特定最賃 (糖類) 答申に対する労働者及び使用者か らの意見提出に係る公示 (令第6条第5項適用)
17	9. 22. 24 (22大会議室) (24中会議室)	月 水						4 回 14:00～ 15:30～	(産業別) ○額の調整 (結審：予備日) 各業種
18	9. 25 (大会議室) 9. 25(木) ～10. 10(金)	木	5 回 15:00		○ (産業別) 額調整 ※専門部会で結審に至らなかった場合				
									特定最賃 (各業種) 答申に対する労働者及び使用者か らの意見提出に係る公示

番 号	月 日	曜 日	沖縄地方最低賃金審議会（本審）			運営小委員会		最低賃金専門部会		
			回数	(公 益 調 整)	主 要 議 題	回 数	主 要 議 題	回 数	主 要 議 題	
	8.3.6 (大会議室)	金	6 回 16:00		○令和7年度の審議会総括について ○令和8年度産業別最低賃金申出意向確認 ○最低賃金専門部会の廃止について ○その他					

6月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
曜日	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
審議会開催日程																														
公示期間												第1回本審開催公示(27日まで)																		
その他																														

7月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
曜日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	
審議会開催日程	第1回 本審		予備日															第1回 専門部会				(予備日)	第2回 専門部会(事業 場視察)実施予定期間							・第2回 本審 ・第1回 運営小委 員会 ・第3回 専門部会	予備日	
開催時間	15:00																	15:00				15:00								13:00～ 14:00～ 15:30～	13:00～ 14:00～ 15:30～	
公示期間	地賃改正答諮問意見聴取公示(15日まで)													第2回本審開催公示(28日まで)																		
	専門部会委員推薦公示(15日まで)																	第3回本審開催公示(1日まで)														
その他																							上記日程において3事業場程度視察								中賃目安 伝達	

8月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
曜日	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
審議会開催日程	第4回 専門部会			第5回 専門部会 (8/4答申 の場合 10/1発 効)	(予備日)	・第2回 運営小 委員会 ・第6回 専門部会 ・第3回 本審	(予備日)	予備日 ・第7回 専門部会 ・第4回 本審				予備日 ・第8回 専門部会 ・(第4回) 本審		(予備日)				予備日		第4回 本審 (異議審) (予備) (8月4日 答申の 場合)	第4回 本審 (異議審) (予備) (8月5日 答申の 場合)	第4回 本審 (異議審) (予備) (8月6日 答申の 場合)			第5回 本審 (異議審) (予備) (8月7日 答申の 場合)	第5回 本審 (異議審) (予備) (8月8日 答申の 場合)		第5回 本審 (異議審) (予備) (8月12日 答申の 場合)			
開催時間	15:00			15:00		13:00～ 14:00～ 16:00～		14:00～ 16:00～				14:00～ 16:00～								9:30～	9:30～	9:30～			9:30～	9:30～		9:30～			
公示期間	第3回本審開催公示(1日まで)			地賃改正答申意見聴取(異議申出)公示(19日まで)																											
						地賃改正答申(採決の場合)意見聴取(異議申出)(21日まで)																									
						特賃改正諮問意見聴取公示 及び 専門部会委員推薦公示(21日まで)																									
							特賃改正諮問意見聴取公示 及び 専門部会委員推薦公示(25日まで)																								
その他																															

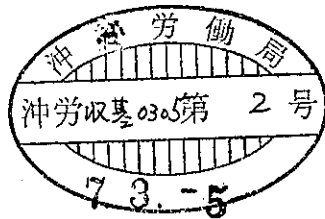
9月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30																
曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火																
審議会開催日程	・特定最賃 第1回産業別 専門部会合同部会 ・第5回本審 (異議審)(予備) (8月14日答申の場合)	予備日	予備日 第5回本審 (異議審)(予備) (8月18日答申の場合)					特定①②③④ 第2回専門部会		特定①②③④ 第3回専門部会 ※13～15日除く											予備日		特定①②③④ 第4回専門部会 ※23日除く		第6回本審 (採決の場合)	第6回本審 (予備日)																				
開催時間	14:00～9:30～		14:00～9:30～					14:00～15:30～	14:00～15:30～	14:00～	14:00～	14:00～				14:00～	14:00～					14:00～15:30～		14:00～15:30～	15:00	15:00																				
公示期間										特賃(10日答申)改正答申意見聴取公示(25日まで)																																				
										特賃(12日答申)改正答申意見聴取公示(29日まで)																																				
										特賃(16日答申)改正答申意見聴取公示(10/1まで)																																				
その他				←旧盆→																																										

3月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
曜日	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
審議会 会議種別						第6回 本審			予備日																						
開催時間						16:00			16:00																						
公示期間																															
その他																															

連合沖縄発第047号

2025年3月5日

沖縄労働局
局長 柴田 栄二郎 様



日本労働組合総連
沖縄県連合会(連合
最低賃金対策委
委員長 喜納

2025年度 特定(産業別)最低賃金
改正の申出意向表明について

最低賃金法第15条第1項の規定に基づく標記の改正申出について、別紙のと
おり意向表明します。

2025年度特定（産業別）最低賃金改正の申出意向表明

2025年3月5日

1. 産業別最低賃金の改正

最低賃金の件名	申出代表者氏名等	申出の内容（最低賃金の適用を受ける基幹的労働者の範囲）	申出の理由	申出の時期
糖類製造業	全沖縄製糖労働組合 執行委員長 平田 隆太	沖縄県において糖類製造業を営む使用者に使用される労働者 但し、次に掲げる者を除く 1. 18歳未満および65歳以上の者 2. 雇入れ後6ヶ月未満の者であつて技能修得中の者 3. 清掃、片付け、その他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者 適用労働者 590人	申出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上の合意による	7月上旬まで
新聞業	沖縄タイムス労働組合 執行委員長 石川 亮太	沖縄県において新聞業を営む使用者に使用される労働者 但し、次に掲げる者を除く 1. 2. 同上 3. 適用労働者580人	同上	同上
各種商品小売業	リウボウインダストリー労働組合 執行委員長 森田 和也	沖縄県において各種商品小売業を営む使用者に使用される労働者 但し、次に掲げる者を除く 1. 2. 同上 3. 適用労働者 6,380人	同上	同上
自動車小売業（新車）	自動車総連 沖縄地方協議会 議長 玉城 良太	沖縄県において自動車小売業を営む使用者に使用される労働者 但し、次に掲げる者を除く 1. 2. 同上 3. 適用労働者 1,940人	同上	同上

2025年5月20日

沖縄労働局長
柴田 栄二郎 殿

那覇市奥武山町 26-24 奥武山マンションビル
メーデー実行委員会
代表委員 穴井輝明(沖縄県労働組合総連合議

メーデー沖縄県集会決議の実現を求める要請

去る5月1日に開催した第96回メーデー沖縄県集会において、別添の決議を採択しました。

貴職におかれましては、決議事項を速やかに実現していただくよう要請いたします。

以上

すべての労働者が安心して働き暮らしていける社会の実現を求める決議

24 春闘では、賃上げを勝ち取り、人事院勧告も 30 年ぶりの高水準となりました。2024 年沖縄の最低賃金は目安を上回る 53 円の引き上げで 952 円となりました。これは私たち労働者が「デフレ脱却には個人消費を増やすための賃上げが必要」「内部留保を賃上げに回せ」と声をあげ続けたことが世論に影響を与えた結果です。また、政府が最低賃金を全国加重平均で 1,500 円に引き上げるという政府目標の達成時期を、従来の「2030 年代半ば」から「2020 年代」へと前倒しする方針に変えることに繋がりました。

中小企業置き去りの大企業優先の政策によって、沖縄県内で 99%を超える中小企業は、賃上げを行って人材を確保したくても経営状況が厳しく賃上げができない状況です。低賃金により人材を確保できない、人員不足で過重労働を強いられ現場を去っていく、生産力が落ち賃上げできない、というまさに負のスパイラルに陥っています。

そのような状況に陥っていても政府は過去最大 8 兆円もの軍事費を計上、県民の望まない辺野古新基地建設や日本列島の軍事要塞化を狙っています。日本政府が今なすべきことは、軍事費を削って国民のいのちとくらしを守るために社会保障制度を充実させ、中小企業保護のための財政支援を予算に使うことです。非正規をなくし、すべての労働者の賃上げを実現することで、若者たちが安心して結婚し、子を産み育てる環境を整えることこそ必要です。

先進国の中で過去 20 年以上も実質賃金が上がらないのは日本だけであり、このままでは日本の将来を展望することもできません。

私たちはすべての労働者が将来に展望を持ち、8 時間働けば普通にくらせる日本にするために下記事項の実現を強く求めます。

記

- 一、すべての労働者が 8 時間働けば普通にくらせる社会の一步として、全国最低賃金制度の確立、最低賃金を 1,500 円以上に引き上げること。中小企業の賃上げへの財政支援や社会保険料の軽減などの支援策を講じること
- 一、大軍拡をすすめる軍事費は削減し、医療・福祉などの社会保障費を充実させること
- 一、地域経済を活性化し官製ワーキングプアを作り出さないために、県の公契約条例を実効性のある条例としていただくこと。国においては、公契約法を制定すること
- 一、医療・介護・保育労働者などケア労働者をはじめ、非正規雇用労働者の抜本的な処遇改善、人員体制を拡充すること。ケア労働者の賃上げは、国の責任で財源を確保すること。労働者を守る労働基準法改悪に反対すること

以上

2025 年 5 月 1 日

厚生労働大臣 福岡 資麿 殿
沖縄県知事 玉城 デニー 殿

第 96 回メーデー沖縄県集会

業務改善助成金の実績（最低賃金引上げに向けた中小企業生産性向上支援策）

	令和元年度			令和２年度			令和３年度			令和４年度		
	申請受付 件数	交付決定 件数	申請受付 件数	申請受付 件数	交付決定 件数	交付決定 件数	申請受付 件数	申請受付 件数	交付決定 件数	申請受付 件数	申請受付 件数	交付決定 件数
沖縄	7(61%減)	5(67%減)		8(14%増)	8(60%増)		68(750%増)		54(575%増)	87(27%増)		82(51%増)
全国	673(22%減)	542(38%減)		805(20%増)	626(15%増)		4,739(489%増) 271		3,822(511%増) 30	5,489(15%増) 1,755(554%増)		4,271(11%増) 1,401(4570%増)

	令和５年度			令和６年度		
	申請受付 件数	交付決定 件数	申請受付 件数	申請受付 件数	交付決定 件数	交付決定 件数
沖縄	317（264%増）	220（168%増）		419（32%増）	354（60%増）	
全国	19,754（259%増） 0（※2）	13,406（213%増） 197（※2）		21,783（10%増）	18,601（38%増）	

※1 令和３年度、令和４年度、令和５年度の沖縄分は通常コースと特例コースの合計件数、全国分は上段が通常コース、下段が特例コースの件数
※2 特例コースは令和５年１月31日で申請受付終了

パート求人平均賃金(時給)(職業計)

令和6年4月～令和7年4月までのパート求人平均賃金（時給）の推移

月別	令和6年4月 (2024年)	令和6年5月 (2024年)	令和6年6月 (2024年)	令和6年7月 (2024年)	令和6年8月 (2024年)	令和6年9月 (2024年)	令和6年10月 (2024年)	令和6年11月 (2024年)	令和6年12月 (2024年)	令和7年1月 (2025年)	令和7年2月 (2025年)	令和7年3月 (2025年)	令和7年4月 (2025年)
求人平均賃金(円)	1,119	1,121	1,165	1,120	1,140	1,142	1,164	1,167	1,186	1,224	1,256	1,293	1,185

